

7. 消防用設備等

1. 消防用設備等の設置状況

平成 15 年 3 月 31 日現在における防火対象物に対する消防用設備等の設置状況は、統計表第 2 表のとおりである。消防用設備等の不備は火災が起きた場合、大きな災害につながるおそれがあり、平成 13 年 9 月 1 日の新宿歌舞伎町のビル火災において 44 名の尊い命が失われたことは記憶に新しいところである。よって今後とも違反防火対象物の関係者に対して、一層の指導の強化を図っていく必要がある。

2. 消防設備士試験

消防設備士試験制度は、昭和 40 年消防法の改正により、昭和 41 年 10 月 1 日から施行された。本県では昭和 41 年度から昭和 43 年度までは特例試験と一般試験を実施し、昭和 44 年度からは年 1 回一般試験のみを実施し、昭和 60 年度からは、(財)消防試験研究センターに試験実施を委任した。最近 5 年間の受験者数は、平成 10 年度は 784 名、11 年度は 740 名、12 年度は 681 名、13 年度は 585 名、14 年度は 647 名である。

平成 14 年度消防設備士試験実施状況

平成 14 年 9 月 8 日実施

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数(合格率%)
甲 種	第 1 類	129	107	31 (29.0%)
	第 2 類	22	18	2 (11.1%)
	第 3 類	30	26	9 (34.6%)
	第 4 類	190	160	41 (25.6%)
	第 5 類	30	23	5 (21.7%)
乙 種	第 1 類	38	34	14 (41.2%)
	第 2 類	9	7	3 (42.9%)
	第 3 類	7	4	2 (50.0%)
	第 4 類	93	68	24 (35.3%)
	第 5 類	16	12	2 (16.7%)
	第 6 類	206	171	96 (56.1%)
	第 7 類	22	17	10 (58.8%)
合計		792	647	239 (36.9%)

3. 消防設備士義務講習

消防設備士免状所持者に対する義務講習制度は、昭和 49 年 6 月 1 日法律第 64 号により公布された。

これは、消防用設備等に関する技術の進歩が著しく、消防用設備等に関する基準が改正されているため、常に新しい知識や技能を身につけることにより、消防設備士に課せられた任務を完遂することを目的としている。

本県においては、平成 14 年 9 月及び 15 年 2 月に千葉市内で実施し、898 名が受講した。

実施状況は次表のとおりである。

講習区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
消火設備	273	5	268
警報設備	377	7	370
避難設備・消火器	265	5	260
計	915	17	898

〔最近5年間の実施状況〕

年度 \ 区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
平成10年度(10.9 11.2)	1,042	19	1,023
平成11年度(11.9 12.2)	1,123	27	1,096
平成12年度(12.9 13.2)	980	18	962
平成13年度(13.9 14.2)	978	22	956
平成14年度(14.9 15.2)	915	17	898
計	5,038	103	4,935